

「註」 by H. Miya R1/2019/10/19

朱記マークは全て請求者のコメント。

末尾に 重要な「特註」記載有り。

RCV'd R1/2019/10/19
AM.

令和元年10月11日

(審査請求人)

宮崎 碩文 様

(審査庁)

藤沢市議会

議長 加藤



藤沢市行政不服審査会への諮問等について (通知)

審査請求人が電子メールで提出した陳情書を不受理とした処分についての審査請求について、藤沢市行政不服審査会に諮問をしたので、通知するとともに、審理員意見書の写しを送付します。

事務担当

〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市議会事務局総務課 藤田 (ふじた)

Tel 0466-50-3566 (直通)

Fax 0466-24-0123

ATT. 4 pages

reVid R1/2019/10/19
K.M.

審理員意見書

令和元年8月2日

審査庁

藤沢市議会議長

加藤 一 様

審理員 貴田 智子



行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人宮崎 碩文が平成31年3月6日に行った、藤沢市議会が行った藤沢市議会への陳情請求の不受理処置に関する処分に対する審査請求の裁決に関する意見書を提出する。

第1 事案の概要

本審査請求は、処分庁が行った、審査請求人が電子メールで提出した陳情書を不受理とした処分について、同人がその取消しを求めるものである。

- 1 : 請求を拒否したのは「処分庁：議長名」であった。
- 2 : 弁明書H31/4/26付は「処分庁：議長名」から審理員宛である。
- 3 : 審理員との口頭説明会では事務局が処分庁（議会）の事務代行/代弁を行ったものである。

第2 審理関係人の主張の趣旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、処分庁に電子メールで送った陳情について、コピーしたものを処分庁が議長（議会）に渡した以上、その陳情は規則に基づき受理されるべきである。議会が受理しない判断をすることは規則違反であり、処分庁が審査請求人に対し、不受理を通知する事は同様に規則違反であると言わざるを得ない。

事務局

また、処分庁が、審査請求人からの電子メールによる陳情を受理したことは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「ICT関連法」という。）に準拠したものであり、議長の不受理がいかなる理由によるものかによらず、一度受理した陳情を処分庁が「不受理」とする処置には決して

合理的理由はない。

「市民、行政、議会の利便性向上」を図ることがICT関連法の趣旨であることを認識するべきである。

よって、市議会議長及び議会事務局長の不当な判断を撤回し、提出済陳情を正規に受理するべきことを求める。

???? Who is 処分庁 ????

2 処分庁の主張

本件処分における陳情書は、電子メール本文に陳情項目等を記載し、印影の電子データを添付した状態で提出された。

藤沢市議会会議規則（平成15年藤沢市議会規則第1号。以下「規則」という。）第90条において、陳情書は請願書の例により処理することと規定されており、規則第82条において、請願書には請願者が署名し、又は記名押印しなければならないと規定されている。本件処分における陳情書には、陳情者の署名又は記名押印がされていないことから、陳情として受理できないと判断し、審査請求人に対し、不受理を通知したものである。

したがって、審査請求人の主張のうち、「規則に基づき受理されるべきであり、議会が受理しない判断をすることは規則違反であり、処分庁が審査請求人に対し不受理を通知する事は同様に規則違反である」の部分は否認する。

また、本件処分における陳情書は、陳情者の署名又は記名押印がされていないことから、提出された当初より陳情としての所要の形式を具備しておらず、審査請求人に対して、同年2月5日付の電子メール以降、陳情として受理できないことを一貫して説明している。

したがって、審査請求人の主張のうち、「一度受理した陳情を事務局が「不受理」とする処置」の部分についても否認する。

本件処分における陳情書の提出は、ICT関連法の趣旨に基づくものであることは理解しているが、同法第2条第2号ハにおいて「地方公共団体又はその機関（議会を除く。）」とされており、議会は対象外と規定されている。

- ・議会職員がメールの紙写しを作り議長に手渡した。いつ誰に何部？
- ・事務局のメールはHTML機能無し。
- ・議長は印影が別紙になっている
- ・議長が「不受理処分」とした。

陳情書のメールでの提出の受理については、規則の改正により可能となるものであり、合議体である議会が、これまでの協議により決定している規則に対して、処分庁が積極的に改正の提案をするものであるとは認識していない。

したがって、「本件審査請求を棄却する。」との判決を求める。

第3 審理員の判断

審査請求人は、処分庁が審査請求人から処分庁に電子メールで送った陳情をコピーしたものを、議長(議会)に渡した以上、その陳情は規則に基づき受理されるべきである旨及び議会が受理しない判断をすることは規則違反であり、処分庁が審査請求人に対し、不受理を通知する事は同様に規則違反であると言わざるを得ない旨主張する。

また、審査請求人は、処分庁が審査請求人からの電子メールによる陳情を受理したことは、ICT関連法に準拠したものであり、議長の不受理がいかなる理由によるものかによらず、一度受理した陳情を処分庁が「不受理」とする処置には決して合理的理由はない旨主張する。

議会への陳情については、規則第90条においてその例によることとされている同規則第82条第1項に規定する記載事項がすべて記載されているか等を、議会事務局において確認し、所要の形式を満たしていない場合に、その訂正を陳情請求者に求め、修正がなされた陳情を収受し、その後起案を行い、議長による決裁により受理している。

一般に行政手続においては、提出された書類について、当該手続において必要とされる事項が記載されているか等の形式的な審査を行い受理するものであって、行政機関に書類を提出したことをもってただちに受理がされたことにならない。

したがって、審査請求人が処分庁に陳情書を電子メールの形式で送付したことをもって、当該陳情書を処分庁が受理したことにはならない。

さらに、審査請求人は「市民、行政、議会の利便性向上」を

図ることがICT関連法の趣旨であることを認識すべき旨を主張するが、同法の規定が適用される「行政機関等」からは、地方公共団体の議会が除かれている（同法第2条第2号ハ）ことから、その主張は当たらない。

よって、審査請求人の主張には理由がないから、処分庁が行った本件処分は違法又は不当とは認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査請求第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

特註： by H. Miyazaki R1/2019/10/19

- 1： 事務局員は 請求者との事前の打ち合わせ説明通りにeMail写空く数枚を 処分者：議長へ手渡した「事実」。∴ 議会事務局議事課田口英太郎課長証言あり。口頭説明：R1/2019/6/05
但し いつ/どの議員に/何枚渡したのかに関しては 何故か未だ明言無し。
- 2： 紙写しを手渡された議長は 不受理との「処分」を行った「事実」。
- 3： 処分者当人：議長は直截請求者とは 一度も説明する事をしなかった「事実」。
- 4： eMail本文には明確に「印影」を付した事実。
- 5： 事務局が受けたeMail表示には「印影」が「特殊記号」が表示されて 別紙「添付」ファイルとして「扱われていた」事実。行政内の「eMail別処理システム」別処理が要因である事実。
∴ 議会事務局 及び 市長局総務部IT推進課 双方が共に確認済。
- 6： 議会事務局の責務は「議会」への「事務支援」業務である事実。
6A： eMailを議事課が開封した事実。 内容を「読んだ」事実。
6B： eMail開封後 送信者意図した「同一の記載内容」とであると「確認」した積りで 処分者：議長に「紙写し複数」を手渡した事実。∴ 事務局議事課課長証言あり。口頭説明会：R1/2019/6/05
- 7： 議会の責務は「陳情者の意図」に従って「内容を審議/審査」する事である事実。
7A： 処分者：議長は 事務局議事課職員から「紙写し：複数枚」を渡された事実。
∴ 事務局議事課田口英太郎課長証言あり。口頭説明会：R1/2019/6/05
但し いつ/どの議員に/何枚渡したのかに関しては 何故か未だ明言無し。
7B： 処分者：議長は 事務局議事課職から渡された 紙写し内容を読んだ上で「eMail写し」である事を職員から「聞いた上で」「不受理」とであると判断して 請求者に「不受理」書面を送付した事実。
- 8： 議会は「処分者＝処分庁」でありながら「審査庁」をも「兼務」している事の「重大な責務矛盾」に関して請求者に対して「合理的な説明責任」を果たす事は当該諮問を受けた「審査庁：議長」が最初に実施すべき行動である事実。

まとめ：

審査庁：議長が 実質的「審査」を行う前に 上記1～8の全記載事項に関する説明を「請求者」に回答する事は 不可避である。

この事に 異論がある場合には必ず「書面 or eMail」にて請求者に知らせる事を求める次第である。